

移住者向け市営住宅目的外使用 (長期お試し住宅) の手引き

令和7年12月

静岡市住宅政策課

(静岡市役所 静岡庁舎5階)

TEL 054-221-1285

目 次

はじめに	2
申込みにあたっての注意	2
1 申込資格	3
2 入居期間	3
3 入居者の選定	3
4 部屋の情報	4
5 入居にかかる費用	5
6 入居にあたっての注意事項	5
7 必要書類	6
8 申込みから入居までの流れ	7
9 退去までの流れ	8
10 部屋の間取り	9
〈別表〉 地域活動	14
〈様式〉 行政財産目的外使用許可申請書(様式第4号)	15
※ 静岡市財産管理規則第26条による様式	
市営住宅入居者連絡票(別紙1)	16
誓約書(別紙2)	17
退去届(別紙3)	18

はじめに

本入居募集は、市営住宅に対する多様な需要に対応するため、行政財産目的外使用により、移住・定住の検討に要する期間の住居を提供し、市営住宅ストックの有効活用を図るとともに、移住希望者の入居による定住人口の増加や地域コミュニティの活性化を図る事業となります。

申込みにあたっての注意

- 1 申込資格に関する基準日は、「申込日」現在とします。
- 2 申込資格の審査にあたっては、必要に応じて内容の確認をすることがあります。
- 3 次のような場合、申込みを無効とします。また、書類審査等の結果、入居予定者に決定された後でも失格となることがあります。
 - (1) 申込資格がないとき。また、申込みから入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。
 - (2) 申込書類（入居者連絡票等）に不正の記載があったとき。
 - (3) 入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
- 4 受付した申込書類（入居者連絡票等）は、返却しませんのでご了承ください。

1. 申込資格

- ・利用申請時に静岡県外に居住していること
- ・利用する住宅を主たる居住地として使用すること
- ・利用期間満了後も静岡市内へ居住する意思を有していること
- ・世帯員全員が市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと
- ・世帯員全員が生活保護法等の規定による給付を受けていないこと
- ・世帯員全員に暴力団員等がいないこと
- ・日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

2. 入居期間

半年以上2年未満

- ※ 適時、利用者条件を満たしていることを確認させていただきます。
- ※ 原則3ヶ月ごとの更新とします。

3. 入居者の選定

入居者は、本申請していただいた方から先着順で決定します。

- ※ 入居後、申込資格等を満たさなくなった方は、退去となりますのでご承知ください。

4. 部屋の情報

(1) 部屋情報

① 団地名：市営羽衣団地

住 所：静岡市葵区駒形通四丁目 地内

間取り：2K または 2K+2K（ワークスペース付）※詳しい間取りは、P9, 10 参照

アクセス：JR 東海道新幹線、東海道線 静岡駅から徒歩約 25 分（約2km）

最寄りのバス停：駒形三丁目、本通十丁目（しすてつジャストライン）徒歩2分

② 団地名：市営有東団地

住 所：静岡市駿河区有明町 地内

間取り：1LDK+1K（ワークスペース付）※詳しい間取りは、P11 参照

アクセス：JR 東海道新幹線、東海道線 静岡駅から徒歩約 30 分（約2.5km）

最寄りのバス停：有明町南（しすてつジャストライン）徒歩1分

③ 団地名：市営清水船原団地

住 所：静岡市清水区船原一丁目 地内

間取り：2LDK または 3LDK ※詳しい間取りは、P12, 13 参照

アクセス：静岡鉄道 狐ヶ崎駅から徒歩約 20 分（約 1.5km）

桜橋駅から徒歩約 15 分（約 1km）

最寄りのバス停：大坪二丁目（しすてつジャストライン）徒歩2分

(2) 使用料

各団地の使用料は、入居にかかる費用（P5）参照

※ 使用料は、原則3か月分ごとの前払いとなります。やむを得ず、3か月以内に退去する場合、返金対応はできません。また、毎年度、物価変動等により使用料が変わる場合があります。光熱水費、通信費、共益費、自治会費等は、別途自己負担となります。

(3) 部屋に備え付けの設備

照明器具、エアコン、網戸、IH クッキングヒーターまたはガスレンジ、ウォシュレット付き暖房便座

※ 羽衣団地は、網戸がありません。

5. 入居にかかる費用

使用料等については、次のとおりです。なお、部屋にインターネット回線を引き込む場合やWi-Fiを設置する場合は、入居者負担となります。

	羽衣団地	有東団地	清水船原団地
使用料/月	○復元型(2K): 42,000円程度 ○ワークスペース付 (2K+2K):未定	○ワークスペース付 (1LDK+1K): 70,000円程度	○(2LDK): 56,000円程度 ~68,000円程度 ○(3LDK): 76,000円程度
敷金	必要なし		
共益費※1	入居者負担(原則自治会で徴収)		
電気・ガス 上下水道等	入居者負担 ※手続きは各自でお願いします。		
インターネット			
管理	入居者が管理責任を負う		

※1 共益費とは、共用部分の廊下や階段の屋外照明の電気料、屋外水栓の水道料、自治会費など、入居者全体に係る費用で、団地ごと、集金及び管理をしています。

6. 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居者は、自治会に加入し、地域活動(P14 参照)に参加してください。
- (2) 部屋で犬・猫、鳥、魚類等の飼育等はできません。(一時的な預かりも含む)
- (3) 入居者の皆様が共同で生活する住宅ですので、生活音には注意してください。
- (4) 部屋を第三者に転貸し、又はその使用権を譲渡できません。
- (5) 部屋の現状を変更し、又は工作物を設置できません。ただし、あらかじめ文書により承認を受けたときはこの限りではありません。
- (6) ごみの収集日は、以下のとおりとなります。ごみの出し方は、「ごみの出し方・分別ガイドブック(静岡市発行)」を参照してください。

項目	羽衣団地	有東団地	清水船原団地
燃えるごみ	火曜日、金曜日	月曜日、木曜日	月曜日、木曜日
不燃・ 粗大ごみ	毎月第3水曜日	毎月第2水曜日	毎月第1金曜日
びん・缶	毎月第3木曜日	毎月第1金曜日	毎月第1水曜日

- (7) もしもの火災に備え、家財保険(火災保険)への加入をお勧めします。

※ 保険の加入は任意です。特定の保険の斡旋はしません。

7. 必要書類

(1) 申込み時（入居する1か月前までに提出）

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（様式第4号）
- ② 市営住宅入居者連絡票（別紙1）
- ③ 誓約書（別紙2）
- ④ 世帯員全員の住民票の写し
- ⑤ 納税証明書または完納証明書
- ⑥ 身分を確認できる書類

※ マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、年金手帳の写しのいずれか1つ

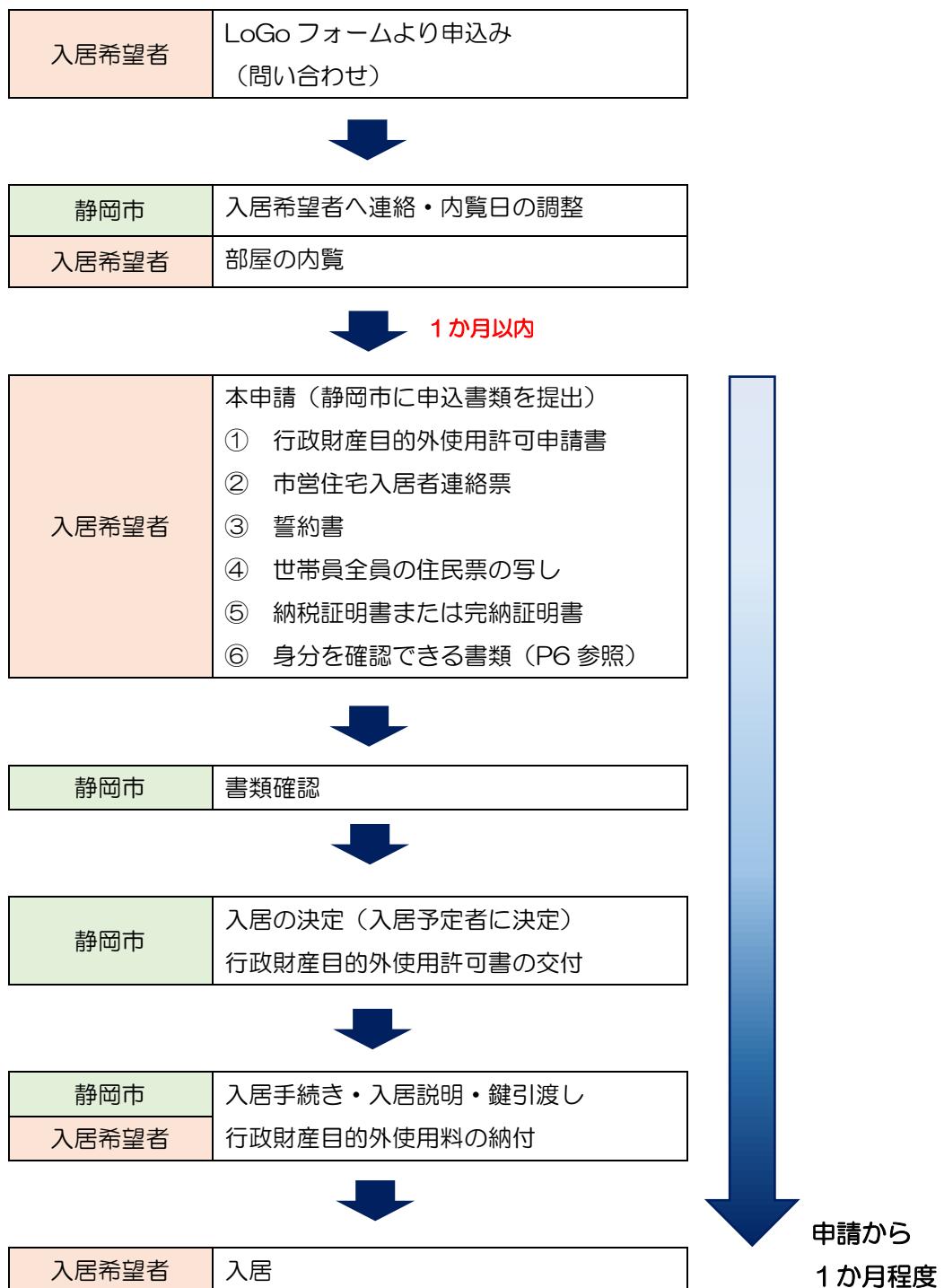
(2) 更新時（更新する15日前までに提出）

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（様式第4号） ※ 原則3か月ごと更新

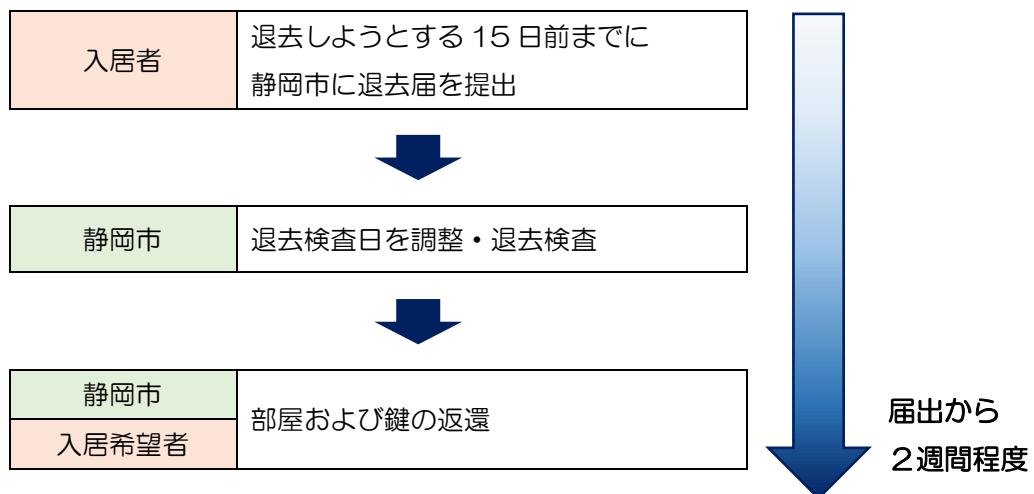
(3) 退去時（退去する15日前までに提出）

- ① 退去届（別紙3）

8. 申込みから入居までの流れ



9. 退去までの流れ



〈退去立会検査までに実施していただくこと〉

- ・ 電気、ガス、水道、電話等の各種料金の精算と使用停止等の手続き
- ・ 共益費や自治会費等の入居者が負担する費用すべての精算
- ・ 住民票の異動や郵便局への転居届の提出、金融機関への住所変更等の手続き
- ・ 入居者が設置した設備の撤去及び現状復旧
　例：BSアンテナ、物干し竿、ブロック など
- ・ 汚損、破損箇所の修繕（入居者負担分）
　入居中に破損したものは、入居者負担による修繕が必要となる場合があります。
- ・ 室内の清掃
　室内にごみやほこりが残らないように清掃してください。
- ・ ベランダ、物置などの清掃・片付け
　ベランダの植木鉢や物干し竿、粗大ごみ等も残さずすべて撤去してください。
　また、バイクや自転車等についても放置せずすべて撤去してください。

10. 部屋の間取り

(1) 市営羽衣団地（復元型住宅）※ 単身入居可

部屋番号：2号棟9号室

2号棟 16号室

構 造：鉄筋コンクリート造

築 年 数：築77年

階 数：1階/4階建

間 取 り：2K

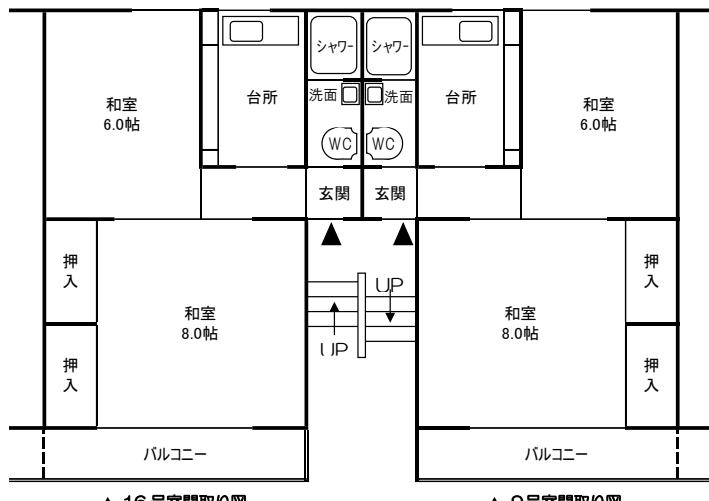
専有面積：43.79 m²

※専用面積は地下の洗濯室(4.73 m²)含む

エレベーター：無

駐 車 場：無

駐 輪 場：有



▲ 16号室間取り図

▲ 9号室間取り図



(2) 市営羽衣団地（ワークスペース付住宅）

部屋番号：2号棟 1、8号室

構 造：鉄筋コンクリート造

築 年 数：築77年

階 数：1階/4階建

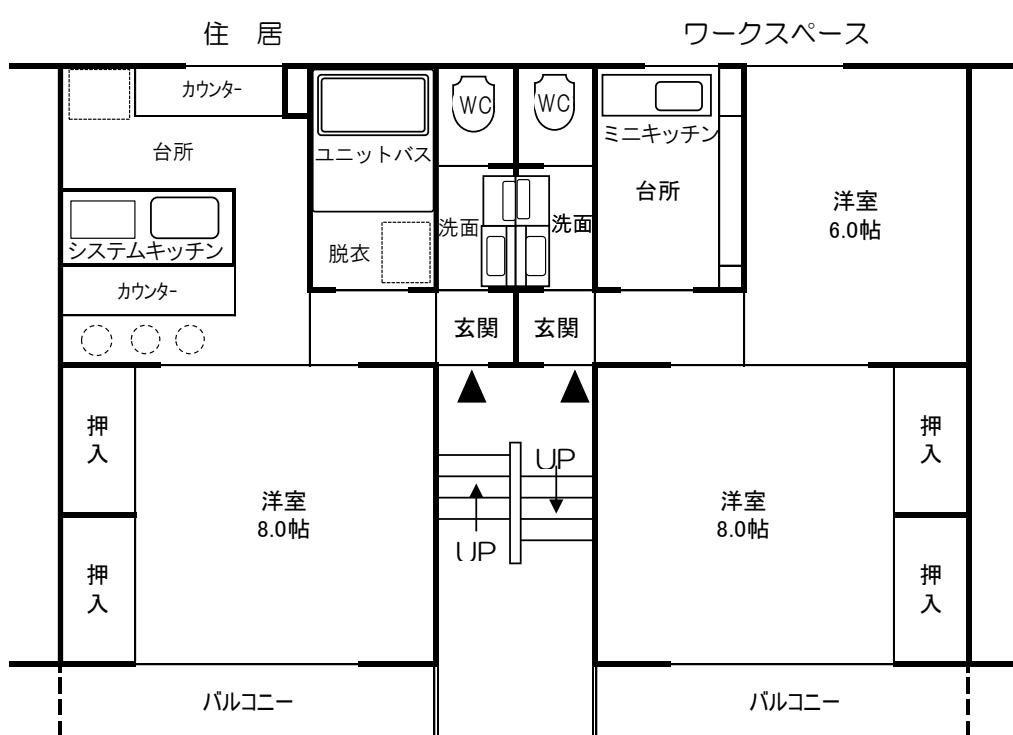
間 取 り：2K+2K

専有面積：78.12 m² (39.06 m²/部屋)

エレベーター：無

駐 車 場：無

駐 輪 場：有



※現在改修中のため、令和8年3月下旬頃から入居可能

(3) 市営有東団地（ワークスペース付住宅）※ 単身入居可

部屋番号：21号棟1号室

22号棟10号室

構 造：鉄筋コンクリート造

築 年 数：築52年

階 数：1階/4階建

間 取 り：1LDK+1K

専有面積：56.78 m²

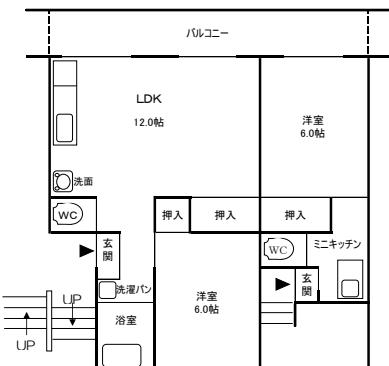
エレベーター：無

駐 車 場：有※2

駐 輪 場：有



▲ 21号棟1号室 間取り図



▲ 22号棟10号室 間取り図

※2 駐車場料金は約3,000円/月です。申込みの際は、駐車場組合にご相談ください。



▲ 1LDK (住居)



▲ 1K (ワークスペース)



別表（地域活動）

■ 市営有東団地

① 定期的な地域活動

No	開催日（予定）	主な行事等	場所（予定）
1	毎月第2・4水曜日	S型デイサービス	有明公民館
2	毎月第3日曜日	フリーマーケット	12号棟アーケード
3	毎月第4火曜日	出張美容院	なごみ（12号棟1階）
4	未定（年3回程度）	健康講習会	有明公民館
5	未定（年3回程度）	こども食堂	なごみ（12号棟1階）
6	毎月第2日曜日	草取り	各棟周辺

② 年間事業計画による地域活動

No	開催日（予定）	主な行事等	場所（予定）
1	9月	敬老会	対象入居者宅へ訪問
2	9月	富士見学区体育祭	富士見小学校
3	9月	駿河区民体育祭	西ヶ谷総合運動場
4	10月	秋祭り	有明中央広場
5	11月	学区合同防災訓練	富士見小学校
6	11月	駿河区清掃の日	有明公民館と周辺

③ 自治会の交流の場

名 称： ふれあいの居場所「なごみ」

活動内容： おしゃべり、手芸、折り紙、季節の行事などを実施中

場 所： 12号棟1階 No.3 店舗内 （駿河区有明町10-6）

開館時間： 10時～12時及び13時～15時（月曜日～金曜日）

（注）市営有東団地の自治会は、有明町2区自治会になります。

※ 羽衣団地、清水船原団地については、特段、地域活動は行っていません。

※ 各団地、びん・缶、ゴミ当番については、団地管理人に確認してください。

様式第4号(第26条関係)

行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住所

申請者

氏名

電話

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

1 所在	
2 種類	
3 面積	㎡
4 使用料	円
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 使用目的	
7 その他必要事項	

市営住宅入居者連絡票

1. 申請者含む家族状況

同居する家族	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	会社・学校など

2. 緊急連絡先

ふりがな 氏名		生年月日	入居者との続柄
ふりがな 氏名		年 月 日生	
ふりがな 住 所	〒 -		
携帯番号	自宅番号		

※ 今後の入居にあたり、安否確認等が発生した場合には、緊急連絡先に連絡するがありますのでご承知ください。

緊急連絡先の内容に変更がありましたら、変更届を提出してください。

誓 約 書

- 1 市営住宅入居者連絡票の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 犬、猫等のペット類は、決して飼育しません。
- 3 私および同居しようとする者は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員ではありません。
- 4 私および同居しようとする者は申込資格をすべて満たしています。
- 5 適時、地域活動等に参加します。

なお、上記のことが事実と相違する場合は、入居の決定および入居決定後に
おいて使用を取り消されても異議はありません。

入居する際は、市の定める入居条件を厳守することを誓約します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

入居者住所 _____

入居者氏名 _____

※ 入居者氏名は、署名又は記名してください。

退去届

年 月 日

団地名	市営	団地	棟	号
ふりがな				電話番号
入居者氏名				— — —

上記市営住宅を 年 月 日に退去するため届け出します。

〈退去後の連絡先〉

ふりがな		
移転先住所	〒 -	
	携帯番号	自宅番号